

第7期

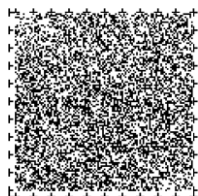
茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画

【概要版】

《令和6～8年度》



茅ヶ崎市



目次

本計画の概要	1
本計画において取り組むべき課題と施策の展開	5
障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量	11
障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量	19
本計画の推進	21

○障害の「害」の表記について

法や条例、要綱に規定されるものや国等が作成する計画、医師による診断名等を除き、「障がい」と表記しています。

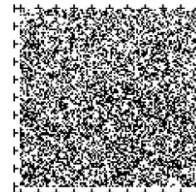
○音声コード Uni-voice (ユニボイス) について

本概要版では、各ページに Uni-voice (ユニボイス) を貼り付けています。Uni-Voice (ユニボイス) は JAVIS (日本視覚障がい情報普及支援協会) が開発した音声コードで、文字や数字を記録して音声データとして出力できる二次元コードです。

携帯電話やスマートフォンに対応しており、無償専用アプリをダウンロードすることにより、スマートフォンをかざせば自動で文章を読み上げます。

本概要版の表紙絵、および本文中の挿絵は、市内の障害福祉サービス事業所を利用している方々が製作したものです。





本計画の概要

Ⅰ 本計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（計画期間：令和3～5年度、以下「前計画」という。）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指す将来像に掲げ、様々な施策・事業を推進してきました。

前計画の策定から3年が経過し、前計画における施策や事業の成果と課題が明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障がい者支援においても「新しい生活様式」を踏まえた、誰もが安心して日常生活を過ごせるような施策を行ってまいりました。

そこで、前計画における目指す将来像を継承しつつ、国や神奈川県動き、前計画の期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く状況の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和6～8年度（3年間）を計画期間とする「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

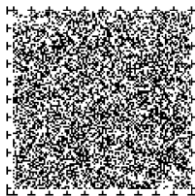
2 本計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

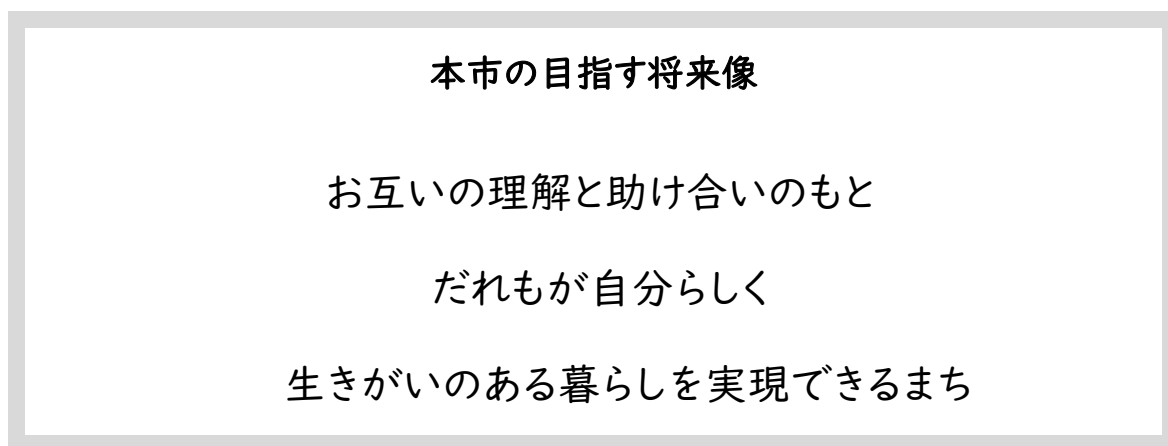
本計画の期間は、令和6～8年度の3年間とします。

図表Ⅰ 本計画の期間

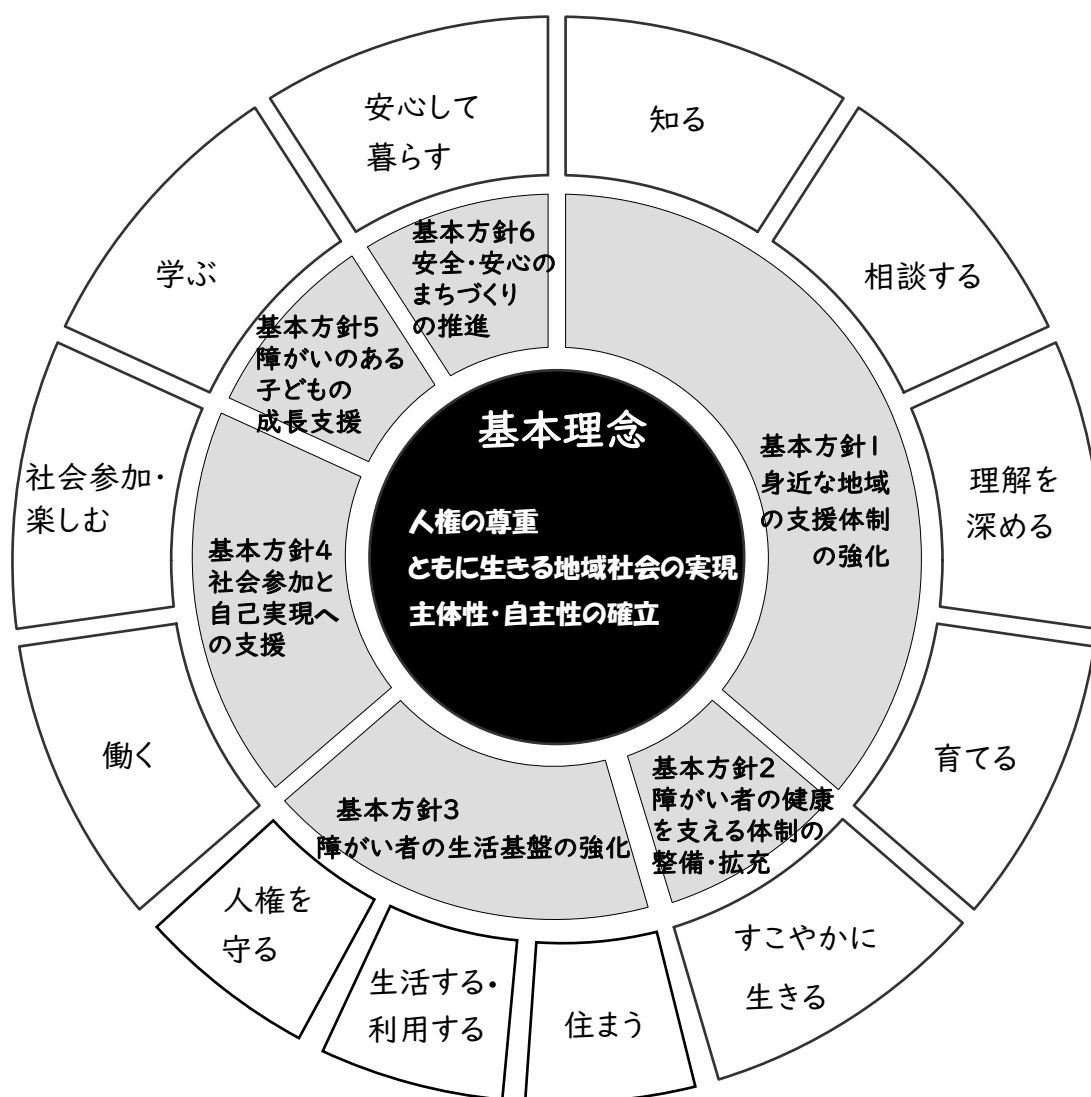
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画	第6期			第7期		
市町村障害者計画			見直し			見直し
市町村障害福祉計画			見直し			見直し
市町村障害児福祉計画			見直し			見直し

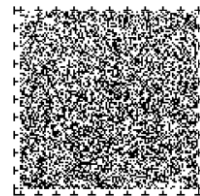


3 本計画の全体像



図表 2 本計画における基本理念・基本方針と「施策の方向性」





(1) 基本理念と本市の目指す将来像

本市の目指す将来像については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、本計画においても継承し、より一層発展させていくこととします。

基本理念1 人権の尊重

障がいのある人も障がいのない人と同じ権利を持つ人間であり、茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」市民です。いろいろな人たちが、それぞれの暮らしの中で、様々な形でふれあっていくことが、ごく当たり前であるという意識の浸透を図るとともに、必要な福祉活動の推進に努めます。

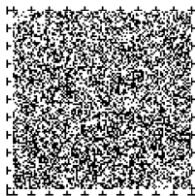
基本理念2 とともに生きる地域社会の実現

障がいのある人も障がいのない人もお互いに尊重しあいながら、ともに生きることができる地域社会が求められています。地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいの有無や種別・程度に関係なく、暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

基本理念3 主体性・自主性の確立

障がいのある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく、かつ主体性や自主性を持って生きていくために、障がいのある人がそれぞれ持つ能力や特性に応じた支援の推進に努めます。





(2) 基本方針

本市の目指す将来像を実現するため、本計画の柱となる6つの基本方針と基本方針に沿って12の施策の方向性(『知る』『相談する』等)を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業のさらなる推進に努めていきます。

基本方針1 身近な地域の支援体制の強化

- 障がい者と家族が安心して生活できるよう、適切な情報の提供と相談支援体制の充実を図ります。
- 市民や行政職員等のより一層の理解促進を図ります。
- 本市の障がい者福祉の現場を支える福祉人材の育成・確保を図ります。

基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充

- 障がい者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等に対する支援体制の整備・拡充を図ります。

基本方針3 障がい者の生活基盤の強化

- 障がい者とその家族が将来に渡って、現在住んでいる地域で安定した生活を営めるよう、住まいの確保に向けた支援を行うとともに、日常生活を支える障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 日常生活の様々な場面において、障がい者自らの意思に基づく選択・決定ができるよう、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。
- 障がい者の権利が守られるように施策の充実を図ります。

基本方針4 社会参加と自己実現への支援

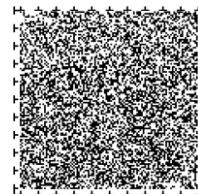
- 障がい者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への理解促進や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

基本方針5 障がいのある子どもの成長支援

- 障がい児の健全な成長を支援するため、保健・医療・福祉・保育・教育等との連携及び体制の強化、教育現場への障がいに関する理解促進を図ります。

基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

- 誰もが安心して地域での生活を送れるよう、心のバリアフリーを推進するとともに、障がいに関心した施設等の整備や災害に備えた体制の充実を図ります。



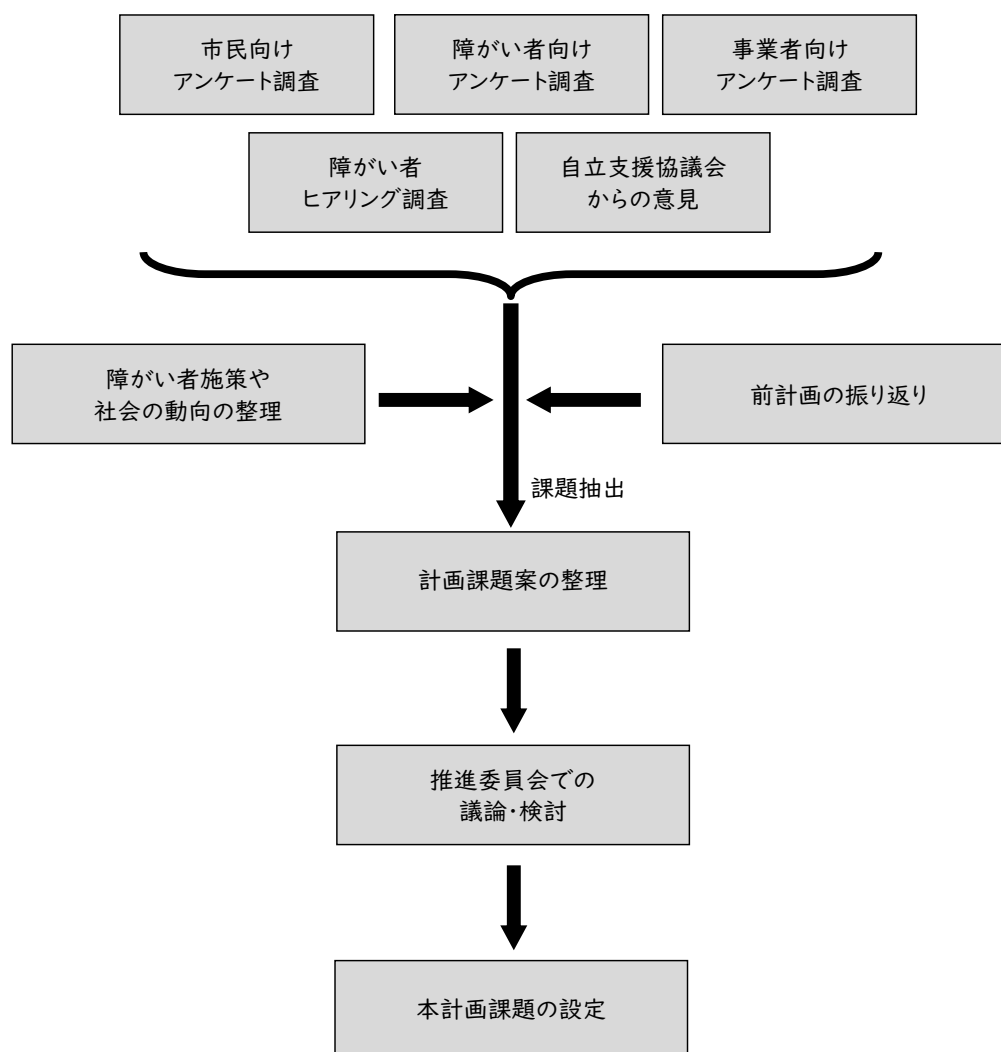
本計画において取り組むべき課題と施策の展開

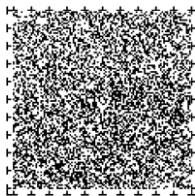
I 課題抽出のプロセス

本計画の策定にあたっては、障がい者や市民、事業者に向けたアンケート調査、障がい者ヒアリング調査、及び自立支援協議会からの意見等により、障がい福祉施策に対するニーズや施策における課題を把握しました。また、国や県の障がい者施策や社会の動向の整理、前計画の振り返りを実施しました。

これらの調査結果等から計画課題案を整理し、同案に関する茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会での議論を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を設定しました。

図表 3 課題抽出のプロセスのフロー図





2 取り組むべき課題と施策の展開

各「施策の方向性」の取り組むべき課題に対して、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、施策を展開していきます。

なお、令和3年度から開始した「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政が SDGsⁱ という共通言語を持つことにより、本市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しています。

本計画においても、この考えのもと、多様な主体と連携・協力し、計画を推進します。また、これらの各「施策の方向性」の目標達成に向けた取組が、SDGs のどのゴールの達成に寄与するかを明らかにします。

基本方針Ⅰ 身近な地域の支援体制の強化

Ⅰ-Ⅰ 『知る』



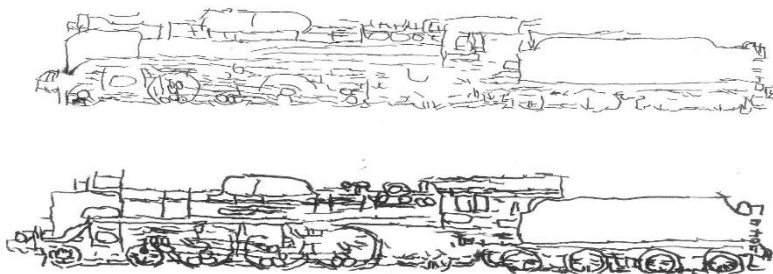
●課題

- 障がい特性により情報を十分に取得できない場合がある
- 制度の情報が行き渡っている人と行き渡っていない人の格差が生じている

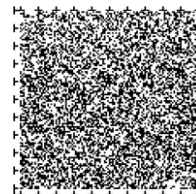


【取り組むべき施策】

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施



ⁱ Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までを達成年限とする国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。



1-2 『相談する』



●課題

- 相談先に専門性、利便性を求める方が多い
- 相談機関の周知が不足しており、相談先が分からない方がいる



【取り組むべき施策】

- 1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上
- 1-2-2 相談機関の幅広い周知

1-3 『理解を深める』



●課題

- 市民、行政職員、関係機関等への障がいに関する理解啓発が不十分である



【取り組むべき施策】

- 1-3-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進
- 1-3-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ

1-4 『育てる』



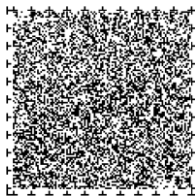
●課題

- 人材のスキルアップ、人材の確保について負担感を感じている事業者が多い



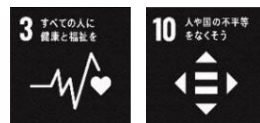
【取り組むべき施策】

- 1-4-1 現場で働く福祉人材の質・量の充実



基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充

2-1 『すこやかに生きる』



●課題

- 身近な場所で医療サービスを受けるための体制が十分ではない

【取り組むべき施策】

- 2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備

基本方針3 障がい者の生活基盤の強化

3-1 『住まう』



●課題

- 障がい者が安心して生活できる住まいの整備、フォロー体制が不足している

【取り組むべき施策】

- 3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援

3-2 『生活する・利用する』

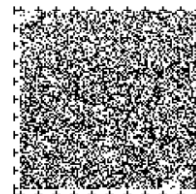


●課題

- 障害福祉サービスや各種制度の利用にあたり事情を考慮してほしい、拡充等を求める声が多い
- 緊急時の対応として整備している地域生活支援拠点等が十分に機能していない

【取り組むべき施策】

- 3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実・利用の決定、介護家族の負担軽減のための取組
- 3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援



3-3 『人権を守る』



●課題

○障がい特性に応じた配慮が様々な場面で不足している



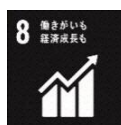
【取り組むべき施策】

3-3-1 障がい理解と「合理的配慮」の意識浸透に向けたより一層の取組

3-3-2 障がい者の人権を守るための施策の充実

基本方針4 社会参加と自己実現への支援

4-1 『働く』



●課題

○企業等への障がい理解の周知が不足している

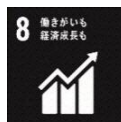


【取り組むべき施策】

4-1-1 障がい者の就労機会の拡大に向けた企業等における理解の促進

4-1-2 就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実

4-2 『社会参加・楽しむ』



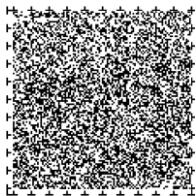
●課題

○社会参加をするための手段、場所が不足している



【取り組むべき施策】

4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり



基本方針5 障がいのある子どもの成長支援

5-1 『学ぶ』



●課題

- 障がい児の相談支援において、各関係機関の役割の情報共有・整理が十分ではない
- 教育分野への障がいに関する理解啓発が不足している
- 誰もが身近な地域で学ぶための、特別支援学級が不足している



【取り組むべき施策】

- 5-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援
- 5-1-2 教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上
- 5-1-3 障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育の浸透

基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

6-1 『安心して暮らす』



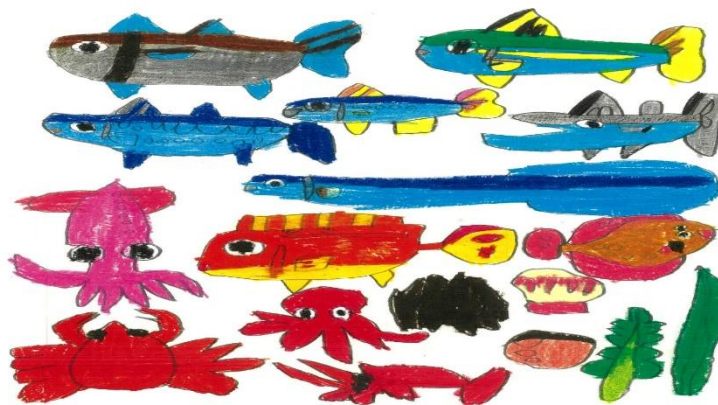
●課題

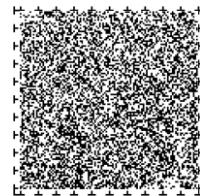
- ハード・ソフト両面のバリアフリー化の要望が多い
- 障がい者に配慮した避難場所、支援方法等の整備が十分ではない



【取り組むべき施策】

- 6-1-1 障がい者が安心して生活できるまちづくり
- 6-1-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実





障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量

I 障害福祉計画における成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」といった主要な課題に対応するため、国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定しました。各種数値につきましては、市内にお住まいの障がい者の方、他市町村の障害者支援施設やグループホームに入居していたとしても茅ヶ崎市において障害福祉サービスの支給決定をさせていただいている方を対象としています。なお、本章では、障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の目標を記載します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市では、国の基本指針における国の考え方を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和8年度末における成果目標を、次のとおり設定します。

項 目	数値	考え方
地域生活への移行者数	8 人	令和4年度末時点の施設入所者数の 6.0%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数	121 人	令和4年度末時点の施設入所者数を 5.0%以上削減する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がい者を含めたあらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者が抱える地域課題の解消等による地域包括ケアシステムの構築を引き続き検討していきます。また、地域移行支援や地域定着支援といった障害福祉サービスを充実させること等により、精神障がい者の利用を促し、地域移行の推進に努めます。以上を踏まえた上で、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定します。

【協議の場の開催回数、及び目標設定、評価の実施回数】

項 目	数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(※)	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回

(※) 茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会（この傘下に実務的な協議を行う部会があります。）

【協議の場への関係者等の参加者数】

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人
保健	3 人
医療	2 人
福祉	12 人
介護	1 人
当事者家族等	2 人

【障害福祉サービスの利用者数】

項 目	数 値
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	161 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	10 人

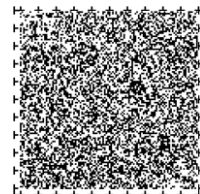
(3) 地域生活支援の充実

本市では、今後、安心生活支援事業における緊急時の受け入れ等の機能を備えた拠点を増加させ、拠点等の機能に関する検証を実施するとともに、障がいの特性に対応できる専門的な人材不足や、体験の機会の不足等の課題等を解決するための方策を継続的に検討し、機能のさらなる充実を目指します。

強度行動障がい有する方とその家族への支援体制の整備、強度行動障がいの疑いがある児童とその家族への療育を含めた支援体制の整備につきましては、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。

以上を踏まえた上で、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等	4 か所	本市で設置している地域生活支援拠点等を継続
検証及び検討回数	1 回	運用状況について検証及び検討を実施



(4) 福祉施設から一般就労への移行

本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	54 人 (1.28 倍増)	令和 3 年度実績から 1.28 倍以上とする。
就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (B)	46 人 (1.31 倍増)	令和 3 年度実績から 1.31 倍以上とする。
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 (C)	1 人 (1.29 倍増)	令和 3 年度実績から 1.29 倍以上とする。
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 (D)	6 人 (1.28 倍増)	令和 3 年度実績から 1.28 倍以上とする。
就労定着支援事業の利用者数 (E)	59 人 (1.41 倍増)	令和 3 年度実績から 1.41 倍以上とする。
一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	2 か所	一般就労移行者数が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1 か所	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

※ (B) + (C) + (D) = (A) にならないのは、(A) には生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）から一般就労へ移行した人数も含まれるためです。

(5) 相談支援体制の充実・強化

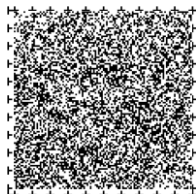
本市では、令和5年度に基幹相談支援センターを設置しました。今後は基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う人材育成、地域の相談機関との連携強化を図る体制の強化等を通じ、本市の相談支援体制の充実や強化を図ります。

以上を踏まえた上で、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値
基幹相談支援センター*による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	12 回
基幹相談支援センター*による地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 回
基幹相談支援センター*による地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加等を通じ、障害福祉サービス等の知識を深めていきます。また、障害者自立支援審査支払システムによる審査及び市町村審査でエラーになった内容を分析し、関係自治体と情報を共有するとともに、請求内容の誤りを防ぐために、障害福祉サービス事業所へ指導及び助言を行い、事業所の適正な運営を確保することで、障害福祉サービス等の質を向上させます。



項 目	数 値
障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	年1回
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	年1回

2 障害福祉サービスの見込み量

「障害者総合支援法」に基づく令和6～8年度の障害福祉サービスの見込み量は、次のとおりです。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値がかなり少なかった時期があったことで、直近の伸び率が反映されていないサービスや、令和6年度以降の数値が令和4年度の実績値より減少した数値となっているサービスがあります。

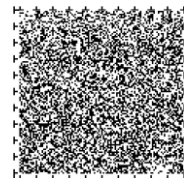
(1) 訪問系サービス

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	3,785 時間分/月 (259 人分/月)	3,827 時間分/月 (269 人分/月)	3,871 時間分/月 (280 人分/月)
重度訪問介護	562 時間分/月 (6 人分/月)	755 時間分/月 (7 人分/月)	1,015 時間分/月 (8 人分/月)
同行援護	430 時間分/月 (34 人分/月)	426 時間分/月 (34 人分/月)	422 時間分/月 (34 人分/月)
行動援護	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)
重度障害者等 包括支援	0時間分/月 (0人分/月)	0時間分/月 (0人分/月)	0時間分/月 (0人分/月)
合 計	5,363 時間分/月 (357 人分/月)	5,538 時間分/月 (368 人分/月)	5,713 時間分/月 (379 人分/月)

(※)「人分/月」＝月間の利用人数。「時間分/月」＝月間の利用人数×一人あたりの平均利用時間。(以下同様)

(2) 日中活動系サービス

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	8,135 人日分/月 (422 人分/月)	8,162 人日分/月 (423 人分/月)	8,189 人日分/月 (425 人分/月)
自立訓練 (機能訓練)	70 人日分/月 (3人分/月)	70 人日分/月 (3人分/月)	70 人日分/月 (3人分/月)
自立訓練 (生活訓練)	220 人日分/月 (15 人分/月)	220 人日分/月 (15 人分/月)	220 人日分/月 (15 人分/月)
就労移行支援	1,365 人日分/月 (78 人分/月)	1,367 人日分/月 (78 人分/月)	1,370 人日分/月 (78 人分/月)
就労継続支援 (A型)	627 人日分/月 (36 人分/月)	638 人日分/月 (37 人分/月)	650 人日分/月 (37 人分/月)



就労継続支援 (B型)	6,112 人日分/月 (385 人分/月)	6,513 人日分/月 (411 人分/月)	6,939 人日分/月 (438 人分/月)
就労定着支援	60 人分/月	68 人分/月	78 人分/月
就労選択支援	—	221 人分/月 (13人分/月)	255 人日分/月 (15 人分/月)

(※)「人日分/月」=月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数。(以下同様)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	23 人分/月	23 人分/月	24 人分/月
短期入所 (福祉型)	278 人日分/月 (56 人分/月)	294 人日分/月 (60 人分/月)	311 人日分/月 (64 人分/月)
短期入所 (医療型)	20 人日分/月 (3 人分/月)	27 人日分/月 (3 人分/月)	36 人日分/月 (4 人分/月)
短期入所計	298 人日分/月 (59 人分/月)	321 人日分/月 (63 人分/月)	347 人日分/月 (68 人分/月)

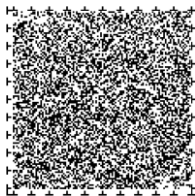
(3) 居住系サービス

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助		2人分/月	2人分/月	2人分/月
共同生活援助		301 人分/月	330 人分/月	361 人分/月
施設入所支援		121 人分/月	118 人分/月	115 人分/月
地域 生活支援 拠点等	設置 箇所数	2か所	3か所	4か所
	検証回数	1 回	1 回	1 回

(4) 相談支援サービス

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	1,446 人分/年	1,527 人分/年	1,613 人分/年
地域移行支援	1人分/年	1人分/年	1人分/年
地域定着支援	0人分/年	1人分/年	2人分/年

(※)「人分/年」=年間の利用人数。(以下同様)



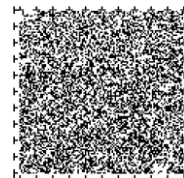
3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。事業については、すべての市町村が行わなければならない必須事業と、各市町村の判断により実施する任意事業があります。

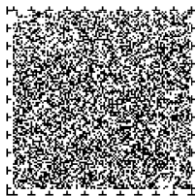
本市が実施する令和6～8年度の地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

(1) 必須事業

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業			
市民や事業者に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	7回/年	7回/年	7回/年
自発的活動支援事業			
自発的活動支援事業 実施事業所数	3か所	3か所	3か所
相談支援事業			
相談支援事業 実施事業所数	4か所	4か所	4か所
成年後見制度利用支援事業			
市長申立件数	5件	5件	5件
後見人等の報酬助成件数	9件	12件	15件
成年後見制度法人後見支援事業			
法人後見実施団体数	2団体	2団体	2団体
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者の 派遣回数	275回	283回	292回
手話通訳者設置事業の 設置者数	1人/日	1人/日	1人/日
手話奉仕員養成研修事業			
手話奉仕員養成講座の 修了者数	20人	20人	20人



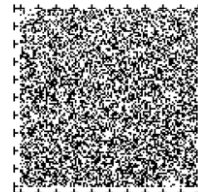
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具		26件	26件	26件
自立生活支援用具		35件	35件	35件
在宅療養費支援用具		25件	25件	25件
情報意思疎通支援用具		39件	39件	39件
排泄管理支援用具		882件	882件	882件
住宅改修費		5件	5件	5件
移動支援事業				
利用件数		2,756 件/年	2,822 件/年	2,959 件/年
利用見込み時間数		29,350 時間/年	30,658 時間/年	32,024 時間/年
地域活動支援センター機能強化事業				
地域 活動支援 センター	I 型	1 か所	1 か所	1 か所
	Ⅲ型	7か所 (60 人)	7か所 (60 人)	7か所 (60 人)



(2) 任意事業

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム			
利用者数	1人	1人	1人
訪問入浴サービス			
利用者数	32人	34人	36人
生活訓練等			
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
日中一時支援事業			
利用件数(延べ)	2,278 件/年	2,351 件/年	2,427 件/年
巡回支援専門員整備			
利用回数	95 回	95 回	95 回
社会参加促進事業			
点字・声の広報等の発行	24 回	24 回	24 回
障害者虐待防止対策支援事業			
障がい者虐待防止に関する普及啓発実施回数	4回	4回	4回





障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量

I 障害児福祉計画における成果目標

障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障がい児、及び医療的ケア児等への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。なお、本章では、児童福祉法の第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の目標を記載しています。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

本市では、児童発達支援センターが2か所設置され、これらの児童発達支援センターで、保育所等訪問支援及び障害児相談支援を実施しています。

今後、児童発達支援センターを地域の障がい児支援に対する中核的な拠点として位置づけ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討していきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ複数個所設置されております。今後についても、市内のニーズの状況を把握し、本市と事業所との連携を強化して重症心身障がい児の支援の充実を図っていきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

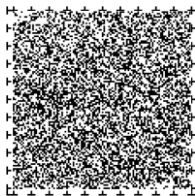
本市においては、これまで自立支援協議会において医療的ケア児等に関する協議を進めてきました。また、湘南東部圏域においては、重度障がい者等の医療的ケアに関する連絡会において、定期的に協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、引き続き医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

本市においては、神奈川県や湘南東部障害保健福祉圏域内の関係機関等と連携しながら、医療的ケア児等に関する課題を抽出し、関連分野の支援を検討するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	5人	5人	5人



2 障害児通所支援等の見込み量

「児童福祉法」に基づく令和6～8年度の障害児通所支援等の見込み量は、次のとおりです。各種数値につきましては、市内にお住まいの障がい児の方を対象としています。

(1) 障害児通所給付サービス

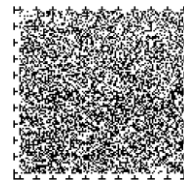
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	2,301 人日分/月 (294 人分/月)	2,415 人日分/月 (311 人分/月)	2,535 人日分/月 (327 人分/月)
居宅訪問型 児童発達支援	4人日分/月 (1人分/月)	8人日分/月 (2人分/月)	8人日分/月 (2人分/月)
放課後等 デイサービス	6,156 人日分/月 (621 人分/月)	6,649 人日分/月 (684 人分/月)	7,181 人日分/月 (753 人分/月)
保育所等 訪問支援	24 人日分/月 (16 人分/月)	28 人日分/月 (18 人分/月)	32 人日分/月 (20 人分/月)

(※)「人分」…月間の利用人数。「人日分」…月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数を示しています。

(2) 障害児相談支援

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	255 人分/年	270 人分/年	285 人分/年





本計画の推進

Ⅰ 本計画の推進体制について

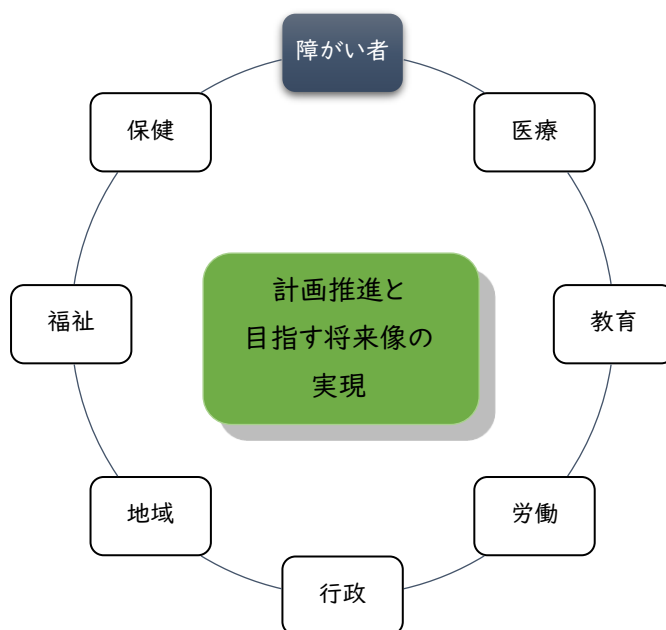
本計画を推進するためには、障がい者やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の様々な関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、目標達成に向けて連携することが重要になります。また、関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

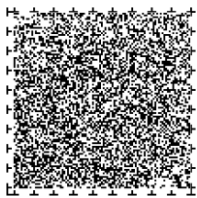
そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会の代表者で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」を設置します。推進委員会では、本計画に定める事項について、取組状況の評価、検討を行い、必要に応じて計画の見直し等、計画の効果を高めるための対策を講じていきます。

また、庁内においては、障がい分野関係の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議」（以下「推進調整会議」という。）を設置し、各課の連携のもと、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取組方針等について協議していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、自立支援協議会や神奈川県との連携を図ります。

図表 4 多様な主体間の協働による計画の推進





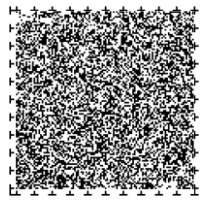
2 本計画の進捗管理について

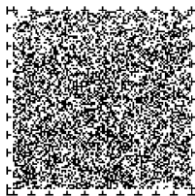
本計画については、各年度において、事業の進捗状況等を管理し、結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取組を確認します。

また、進捗状況の管理の過程にあたっては、PDCA サイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

なお、各年度の事業の進捗状況については、市ホームページで公表し、様々な方が確認できるように努めます。







第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画【概要版】

令和6年(2024年)3月発行 第1刷:100部作成

発行 茅ヶ崎市 福祉部障がい福祉課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7159

FAX 0467-82-5157

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード



QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。